平成２２年（フ）第５１９号
滋賀県草津市木川町1212番地　県営陽ノ丘団地Ａ棟406号
債務者　中村美根子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
滋賀県甲賀市信楽町多羅尾2404番地、前住所大阪市中央区十二軒町１番３―606号
債務者　清水　一志
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８８号
大津市美空町１番23―403号、前住所大津市日吉台１丁目19番５号
債務者　野本　佳子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０２号
滋賀県栗東市上砥山287番地１
債務者　田倉つき江
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１４号
大津市中央１丁目２番35号　アセンティアびわこ705
債務者　竹下　佳伸
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３０号
滋賀県草津市南草津２丁目１番地18―901　ベルヴィ南草津壱番館
債務者　村田　宝暉（改名前倉橋起子）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５７号
広島市中区光南２丁目７番40―101号
債務者　古川　信子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２号
広島県三原市糸崎７丁目８番33号
債務者　中瀬　竜二
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
広島県尾道市向島町15056番地
債務者　村上　輝美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
宮崎市福島町寺山3147番地92
債務者　中村　美香（旧姓山縣）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4131番地２
債務者　竹町　典子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３６６号
鹿児島県鹿児島市喜入町4636番地１　ワンダフルＴＫⅡ―203号
債務者　祝井谷辰巳
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目21番13号　ピアチェーレ下荒田203号
債務者　東郷　亜紀
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市西陵４丁目46番３号
債務者　福永久美子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市錦江台２丁目14番６号
債務者　松田かおり
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市新照院町11番９号
債務者　山下真奈美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係